

北海道基準条例の独自基準の考え方等について

1 事故発生の防止及び発生時の対応

(例) 指定居宅サービス等基準条例（訪問介護）
 第40条
 1（略）
 2 前項の事故が利用者の死亡事故その他重大な事故であるときは、指定訪問介護事業者は、速やかに道に報告しなければならない。
 3、4（略）

(1) 基本的な考え方

これまで「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」（H21.4.1付 け道保健福祉部長通知。以下「道通知」という。）で運用してきた事故報告について、利用者に対するサービスの質の向上及び事業の運営の適正化に資する観点から、指導監督権限を有する道に対し、重大な事故が発生した際の報告について、条例で義務付けしたものです。

入所者等の死亡、入所者等への虐待等の重大事故が発生した場合は、道通知に基づき、直ちに道へ報告し、報告から7日以内に事故等発生状況報告書を提出してください。

(2) 独自基準の運用について

重大な事故に該当しない事故の取扱については、道通知に基づき、道への事故報告をお願いします。

「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」については、道のホームページにて、確認が可能です。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/sus/houjin/toriatsukai/jikohoukokuyouryou.html>

(3) 独自基準に対応するサービス類型と基準条例の条項

<p>【指定居宅サービス】平成24年北海道条例第95号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問介護（第40条） ・指定訪問看護（第79条準用） ・指定居宅療養管理指導（第98条準用） ・指定通所リハビリテーション（第146条準用） ・指定短期入所生活介護（第168条準用） ・指定短期入所療養介護（第204条準用） ・指定特定施設入居者生活介護（第237条準用） ・外部サービス利用型特定施設入居者生活介護（第248条準用） ・指定福祉用具貸与（第263条準用） ・指定訪問入浴介護（第59条準用） ・指定訪問リハビリテーション（第89条準用） ・指定通所介護（第111条の2） ・ユニット型指定短期入所生活介護（第181条準用） ・ユニット型指定短期入所療養介護（第216条準用） ・特定福祉用具販売（第276条準用）
<p>【指定介護予防サービス】平成24年北海道条例第96号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定介護予防訪問入浴介護（第55条の10） ・指定介護予防訪問看護（第75条準用） ・指定介護予防訪問リハビリテーション（第85条準用） ・指定介護予防療養管理指導（第94条準用） ・指定介護予防通所リハビリテーション（第124条準用） ・指定介護予防短期入所生活介護（第143条準用） ・ユニット型指定介護予防短期入所生活介護（第160条準用） ・指定介護予防短期入所療養介護（第182条準用） ・ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（第197条準用） ・指定介護予防特定施設入居者生活介護（第218条準用） ・指定介護予防外部特定施設入居者生活介護（第235条準用） ・指定介護予防福祉用具貸与（第249条準用） ・指定特定介護予防福祉用具販売（第263条準用）
<p>【介護老人福祉施設】平成24年北海道条例第97号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定介護老人福祉施設（第41条第3項） ・ユニット型指定介護老人福祉施設（第55条準用）
<p>【介護老人保健施設】平成24年北海道条例第98号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設（第40条第3項） ・ユニット型介護老人保健施設（第54条準用）
<p>【指定介護療養型医療施設】平成24年北海道条例第99号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定介護療養型医療施設（第39条第3項） ・ユニット型指定介護療養型医療施設（第55条準用）

2 非常災害対策について

(例) 指定居宅サービス等基準条例（通所介護）
第110条
1 (略)
2 (略)
3 指定通所介護事業者は、第1項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。

(1) 基本的な考え方

東日本大震災による教訓を踏まえ、これまでの火災を中心とした対策に加え、「非常災害対策」には、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に対する対策を含むことを条例で明文化し、自然災害に係る対策の徹底を図り、指定居宅サービス等の非常災害対策の充実を図ることとしています。

(2) 独自基準の運用について

非常災害対策については、「指定居宅サービス等の基準（基準省令解釈通知）」（下記参照）に留意し、消防法令に定める消防用設備を設け、自然災害を想定した消防（防災）計画の作成、避難訓練の実施等の対策を求めるものである。

なお、「地域の特性等」には、指定居宅サービス事業所等の所在地域が沿岸地域か、あるいは山間地域といったほか、土砂災害等の危険の有無など、当該指定居宅サービス事業所等の立地環境を考慮することを求めるものです。

(3) 独自基準に対応するサービス類型と基準条例の条項

【指定居宅サービス】平成24年北海道条例第95号
・ 指定通所介護（第110条第3項） ・ 基準該当通所介護（第135条準用） ・ 指定通所リハビリテーション（第146条準用） ・ 指定短期入所生活介護（第168条準用） ・ ユニット型指定短期入所生活介護（第181条準用） ・ 基準該当短期入所生活介護（第188条準用） ・ 指定短期入所療養介護（第204条準用） ・ ユニット型指定短期入所療養介護（第216条準用） ・ 指定特定施設入居者生活介護（第237条準用） ・ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（第248条準用）
【介護予防サービス】平成24年北海道条例第96号
・ 指定介護予防通所リハビリテーション（第121条の4第3項） ・ 指定介護予防短期入所生活介護（第143条準用） ・ ユニット型介護予防短期入所生活介護（第160条準用） ・ 指定介護予防短期入所療養介護（第182条準用） ・ ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（第197条準用） ・ 指定介護予防特定施設入居者生活介護（第218条準用） ・ 指定介護外部特定施設入居者生活介護（第235条準用）
【介護老人福祉施設】平成24年北海道条例第97号
・ 指定介護老人福祉施設（第32条第3項） ・ ユニット型指定介護老人福祉施設（第55条準用）
【介護老人保健施設】平成24年北海道条例第98号
・ 介護老人保健施設（第32条第3項） ・ ユニット型介護老人保健施設（第54条準用）
【介護療養型医療施設】平成24年北海道条例第99号
・ 指定介護療養型医療施設（第31条第3項） ・ ユニット型指定介護療養型医療施設（第55条準用）
【介護医療院】平成30年北海道条例第8号
・ 介護医療院（第32条第3項） ・ ユニット型介護医療院（第54条準用）

(参考) 基準省令解釈通知における「非常災害対策」抜粋(通所介護の例)

(6) 非常災害対策

居宅基準第103条は、指定通所介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを定めることとしたものである。

なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあつては、その者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

3 居室定員(指定介護老人福祉施設)

(設備の基準)

指定介護老人福祉施設基準条例

第6条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。

イ アの規定にかかわらず、入所者のプライバシーの確保に配慮した措置がなされ、かつ、当該指定介護老人福祉施設の所在地を管轄する市町村長の意見を聴いて知事が必要と認める場合は、4人以下とすることができること。

ウ～エ (略)

(1) 基本的な考え方

道では、入所者一人ひとりの意思と人格を尊重したケアの実現に向け、個室ユニット化を推進する観点から、居室定員については、原則「1人」とするが、利用者の多様なニーズに対応するため、プライバシーに配慮した措置がなされ、市町村長の意見を聴いて知事が必要と認める場合は、多床室(4人以下)を可能とするものです。

(2) 独自基準の運用について

次の①の状況及び②の市町村長の意見を踏まえ、必要と認めた場合、一の居室定員は4人以下とすることができます。

- ① 「入所者のプライバシーの確保に配慮した措置」とは、間仕切りや家具等により空間を隔てることで、入所者同士の視線が遮断され、また、生活音にも考慮された対応がなされるなど、プライバシーの確保について配慮がなされることをいい、多床室であっても、より個室的な空間になるよう努めることを求めるものです。
- ② 「当該指定介護老人福祉施設の所在地を管轄する市町村長の意見を聴いて」の趣旨は、住民に最も身近な行政機関である市町村は、住民の意向や指定介護老人福祉施設の待機者の数、地域における整備状況などの地域の実情等を把握していることから、道として利用者ニーズ、地域実情等を考慮するため、市町村長に意見を聴くこととしたものです。

北海道の基準条例は、保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課HPで確認可能です。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/jigyositei/>